高松市自治と協働の基本指針の 見直しについて

高松市 市民政策局 コミュニティ推進課



令和元年11月21日 高松市自治推進審議会



高松市自治と協働の基本指針(平成23年3月策定)

1. 策定の背景

人口減少、少子・超高齢などの社会情勢の変化に伴う新たな行政ニーズに対応するためには、市民や地域コミュニティ協議会・市民活動団体など多様な主体が地域社会を支える新しい仕組みづくりが必要である

2. 目的

地域が抱える課題の解決に向け、市民と行政とが協働し、地域コミュニティ活動等の推進を図り、自治基本条例の掲げる市民主体のまちづくりを実現するため、自治と協働の在り方や市民の市政への参画意識の高揚を図り、協働によるまちづくりを推進する

3. 条例との関係

<u>自治基本条例の基本理念を実現</u>し、市民主体のまちづくり を進める上で、より具体的な方向や目的を示す指針とする



自治基本条例との関係(概念図)

高松市自治基本条例

自治の基本原則

情報共有



協働

- ◆第22条 協働の推進
- ◆第23条 地域コミュニティ協議会
- ◆第24条 市民活動団体

具体的な 方向・目標

自治と協働の基本指針



指針見直しに関する勉強会の開催

高松市自治と協働の基本指針の 策定から8年が経過

社会情勢の変化等を踏まえ、今後、本指針がどうあるべきか、どのように活用するか、市民政策局の若手職員等による勉強会を開催 (令和元年6月から7回開催)

- ・基本指針の見直しの検討
- ・自治と協働に関する 理念浸透に向けた取組検討





- ・基本指針の見直しの検討
 - ⇒課横断的なディスカッションを実施

政策課、コミュニティ推進課、地域振興課

男女共同参画・協働推進課

⇒改定に向けた見直し箇所の洗い出し



【勉強会意見】指針として、より実用性の高いツールにするために、**指針を活用するターゲット層を意識**し、より理解しやすい内容へと抜本的な見直しが必要





平成30年度取組事項 条例の理念浸透に向け た取組と合わせて

・自治と協働に関する

理念浸透に向けた取組の検討



【勉強会提案】

- ①協働に関する様々な取組への表彰制度
- ②配布資料等に協働マークを表示
- ③クイズ方式で学習できる仕組みづくり
- ④庁内の照会案件に自治と協働対象事業 であることが**一目でわかるように表示**



平成30年度の議題に関する取組について(報告)

身近な出来事に例えた facebookでの情報発信。 引き続きの実施を予定



高松市市民政策局

作成者: 古沢伸之 [7] - 2018年11月30日 - 3

政策課です。

高松市では、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、市民主体 のまちづくりを推進しています。

スポーツの試合に例えると、選手、監督やコーチ、観客がそれぞれの役割を 果たしながら、一体となり、より良い試合を作っていくということです。

自治基本条例のページはこちら

1

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/.../jichi/kihon/index.html



平成30年度取組事項 条例の理念浸透に 向けた取組

...



高松市市民政策局

作成者: 古沢伸之 [2]·2月27日·3

高松版図柄入りナンバープレートについて ~市民主体のまちづくりについて~

政策課です。

市民の皆さんの本市への「誇り」や「愛着」を高める、「シビックプライド の醸成」を目的の一つとして、2020年度に高松版図柄入りナンバープ レートを導入する予定です。

昨年末、国に対して提案したデザインは、

- ① 市民の皆さんからの図柄応募(行政への参画)
- ② 図柄決定のための市民の皆さんの投票(行政への参画)
- などを経て、市民の皆さんと高松市が協力して創り上げたものです。 2020年度の導入後は是非、図柄入りナンバープレートを付けて、高松
- 2020年度の導入後は是非、図柄入りナンバープレートを付けて、鳥松 市をPR(高松市と市民の恊働)しましょう。
- ※参画…市民が市の政策などに主体的に関与すること

協働…市民と市、市民相互が共通の目標を達成するために協力・連携すること

自治基本条例のホームページはこちら

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/.../jichi/kihon/index.html

図柄入りナンバープレートのホームページはこちら

1

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/.../../local_num/index.html



国への提案デザイン

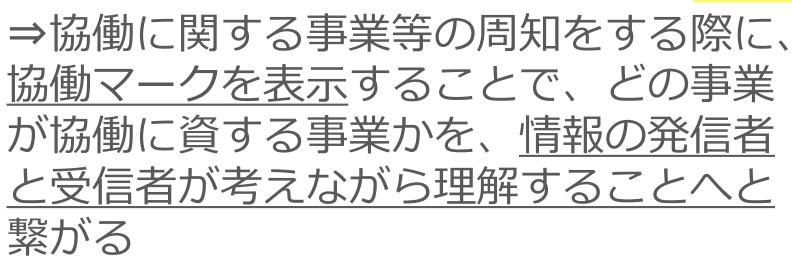




①協働に関する様々な取組への表彰制度

⇒庁内外を問わず、協働に関する取組を 行った者のうち、特に功績が認められる 者について市長表彰を行う

②配布資料等に協働マークを表示



協働



③クイズ方式で学習できる仕組みづくり

各種広報媒体を通して、自治と協働に関して、クイズ方式で分かりやすく学習できる仕組みづくりを行う

⇒例:職員組合広報誌の活用

④庁内の照会案件に自治と協働対象事業で あることが一目でわかるように表示

庁内横断的な照会文書のタイトルの文頭に【協働】【参画】などを記載することで、情報の発信者と受信者が考えながら理解することへと繋がる